

## 議案第 6 号

### 名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（平成 4 年教育委員会規則第 6 号）及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 7 年教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

本市が進める働き方改革の一環として、文化施設における開館時間を見直すため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

名張藤堂家邸及び夏見廃寺展示館の開館時間を午前9時から午後4時30分まで（現行：午前9時から午後5時まで）とする。

3. 施行期日

令和7年8月1日から施行する。

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則の一部改正)

第1条 名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（平成4年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第2条 施設の開館時間は、午前9時から <u>午後4時30分</u> までとする。 2 略	(開館時間) 第2条 施設の開館時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 2 略

(史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。）の開館時間は、午前9時から <u>午後4時30分</u> までとする。 2 略	(開館時間) 第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。）の開館時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 2 略

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。